

令和8年度

消防ポンプ自動車（CD-1型）

仕様書

守口市門真市消防組合

《 1 》 総 則

- 1 本仕様書は、守口市門真市消防組合（以下「本消防組合」という。）が令和8年度に製作する消防ポンプ自動車（CD-I型）（以下「消防車」という。）のシャシ、艀装、積載資機材等について必要な事項を定める。
- 2 消防車の製作は、本仕様書及び承認図によるもののほか、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）並びに動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年10月15日自治省令第24号）、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（最終改正令和7年4月1日消防消第126号）に適合したものであること。
また、消防用車両の安全基準検討委員会が定める消防ポンプ自動車の安全基準の項目を満足し、ISO9001 認証取得による品質管理システムにより製作され、緊急自動車としての承認が得られること。
（緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱及び地方債事業の施設整備事業「一般財源化分」を準用するもの）
- 3 受注者は契約にあたり、本仕様書を了承するとともに、不審の点は本消防組合担当職員に質問し十分熟知の上、契約するものとする。
- 4 受注者は、契約後製作に先立ち、本仕様書について本消防組合担当職員と製作上の細部に亘り十分な打ち合わせを行い、次の図書を各2部ずつ速やかに提出し承認を受けるものとする。
 - (1) 製作工程表
 - (2) 製作承認図
 - (3) 配管系統図
 - (4) その他本消防組合が指示するもの
- 5 受注者は製作にあたり、次の点に注意すること。
 - (1) 軽量、頑丈、優美であること。
 - (2) 車体は、常時登録された車両総重量の状態において十分耐え得るものであること。
 - (3) 製作艀装に亘り厳重に検査すること。
- 6 受注者は、製作にあたり諸種の理由により本仕様書を変更する必要がある際は、直ちに本消防組合に連絡し、指示に従うものとする。
- 7 設計・製作材料・部品等について、特許その他権利上の問題が発生した時は、受注者がその責任を負うこと。
- 8 消防車の完成時には、近畿運輸局大阪運輸支局の新規登録を受けるものとし、それに伴う書類は事前に本消防組合に提出して承認を得ること。

- 9 本仕様書に記載がない部分等については、本消防組合と協議の上、決定する。
- 10 保証期間は、納入後1年とする。ただし、メーカーの保証期間がそれ以上の場合はその期間とする。なお、構造上（部品・材料の不良を含む。）あるいは、技術上の不備欠陥による場合は、保証期間が経過しても受注者の責任において速やかに処理するものとする。
- 11 仕様書・承認図等により本消防組合担当職員立ち合いの上、検査を行う。
- (1) 検査は、中間検査、完成検査及び納入検査とする。
 - (2) 検査は、製作工程表に基づき検査を受けられる状態で日程を組むこと。
 - (3) 検査日程は、事前に本消防組合に連絡し、調整を図ること。
 - (4) 完成検査は、納入期限までに補修、調整ができるよう余裕を持つこと。
- 12 完成車納入時に、次の書類及び図面、写真を必要数提出すること。
- (1) シヤシ図面 1部
 - (2) 諸元表 1部
 - (3) 整備・修理要領書（シヤシ・エンジン関係等） 1部
 - (4) 電気配線図 1部
 - (5) 各取扱説明書 2部
 - (6) 写真（CD-R等により提出すること。） 1式
 - ア 艀装完成車 前・後・左・右・上
 - イ 製作工程に基づくシヤシから完成車までの状況を撮影したもの
 - (7) 自動車検査証 1部
 - (8) 自動車損害賠償責任保険証明書（25か月） 1部
 - (9) リサイクル券 1部
 - (10) 完成図書 1部
 - (11) 契約金明細書 1部
 - (12) 新規検査届出書又は改造申請届出書写し 1部
 - (13) 試験成績表（プレート及び安全基準への適合の検証に係る受託個別試験を含む。） 1部
 - (14) 消防ポンプ自動車受託試験合格プレート写し 1部
 - (15) その他本消防組合が指示するもの
- 13 納入数量は1台とする。
- 14 納入期限は、令和9年10月1日から令和10年3月17日までとする。
 なお、登録年月日については、令和9年10月1日から令和10年3月9日までとすること。
- 15 納入場所は、守口市門真市消防組合消防本部とする。
- 16 補則
- (1) 消防車は、緊急自動車届出書及び近畿運輸局大阪陸運支局の新規登録検査後、各部清掃の上で本消防組合へ納入するものとする。
 - (2) 納入にあたり、配置換えを伴う車両について、本消防組合の指示に従い

記載事項変更等の手続きを併せて行うものとする。

- (3) 自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、リサイクル料を除く全ての経費は受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、納入後各部の取扱要領及び資機材等に係る取扱説明や必要な講習について専門係員（サービス担当者）を派遣し、本消防組合において指定する時期に実施すること。なお、係員の派遣に関する費用等は受注者が負担するものとする。

《 2 》 概 要

消防車に使用するシャシは消防専用シャシ（日本消防検定合格品）を使用したもので令和8年度以降又は契約日から起算して1年以内に製作された車両（自動車 Nox 法・PM 法・騒音規制等の規制値に適合した車両）とし、消防車に使用するシャシとしてメーカーが公表した標準取付品が装備されたキャブオーバーダブルキャブ型で、契約時点において最新型であること。

なお、この消防車にはA-2級多段タービンポンプ若しくはインデューサ付き1段ポリュートポンプと900ℓの水槽を備え、河川及び消火栓等の水利から強力な放水ができるとともに、堅牢かつ有効な資機材収納庫等を備えた、一般火災に対し速やかに活動できる消防車を製作するものとする。

《 3 》 シ ャ シ

1 シャシ諸元

- (1) 3.0 t 級消防専用キャブオーバーダブルキャブ型シャシ
- (2) トランスミッション：オートマチックトランスミッション 同等品以上
- (3) エンジン排気量：2,990cc 以上（別途協議）
- (4) ホイールベース：2,000mm 以上 2,760mm 以内
- (5) 駆動方式：2 輪駆動方式
- (6) オールシーズンミックスタイヤ（本艤装に適したサイズとする。）
- (7) 乗車定員：5 名

2 装備品及び取付品

- (1) フライホイールPTO
- (2) エンジンガバナー
- (3) 補助クーラー
- (4) パワーステアリング
- (5) バッテリー：24V100Ah 以上
- (6) オルタネーター：24V80A 以上
- (7) 電動油圧式キャブチルト（支持棒付き、手動操作可）

- (8) 車両安定制御システム
- (9) ドライブレコーダー
- (10) カラーバックアイカメラ
- (11) ETC (セットアップ含む。)
- (12) 後退警報器 (カットスイッチ付き)
- (13) バッテリーメインスイッチ (艀装関係 : ACC 連動)
- (14) アイドルコントロールノブ
- (15) ABS 装置及びエアバッグ (運転席及び助手席)
- (16) フロントエアコン : 車両に適した純正品であること。
- (17) 油温計
- (18) エンジン回転計
- (19) AM・FM ラジオ
- (20) 集中ドアロック : 各ドア
- (21) パワーウインドウ
- (22) 助手席側電動格納式ミラー
- (23) ドアリフレクター及びドアエッジモール
- (24) LED ヘッドランプ
- (25) フォグランプ
- (26) 路肩灯 : LED 式 (スモール連動)
- (27) オイルパンヒーター : 10m コード付き
- (28) マッドガード : 全輪
- (29) 停止表示板 1 式
- (30) フロアマット 1 式
- (31) 予備キー (メインキー含む。)
- (32) サイドバイザー 2 本

3 完成車寸法

- (1) 全長 5,500mm 未満
- (2) 全幅 2,000mm 未満
- (3) 全高 2,900mm 未満
- (4) 重量 7t 未満

《 4 》 キ ャ ビ ン

1 キャビン外装

- (1) キャビンは、最新型の赤色警光灯内蔵型の樹脂製 (又は同等品以上) ハイルーフダブルキャビンとし、電子サイレン用スピーカー及びモーターサイレンを取り付けること。
- (2) 乗車人員の乗降時及び走行時に安全に必要な握り棒、手摺、安全帯を設けること。
- (3) キャビン左側面センターピラー部に排水が可能な旗立てパイプを設ける

こと。

- (4) キャビンをチルトアップする際に架装物等に干渉するおそれのある場合は、チルトアップの制限装置を設けること。
- (5) バッテリーは引き出し式とし、点検が容易にできる構造とすること。また、金属製のカバーを設けること。
- (6) 可能な限り、フロントグリル中央部に、消防章を取り付けること。なお、メーカーエンブレムは取り外すこと。
- (7) バンパー下部にけん引フック（外れ止め付き）を設けること。（別途協議）
- (8) フロントバンパー張り出し、側面延長（上面には縞板貼り付けること。）

2 キャビン内装

- (1) キャブ内助手席は空気呼吸器を収納できるように埋め込み型とし、空気呼吸器を固定できるものであること。なお、下部には保護板を取り付けること。（別途協議）
- (2) キャブ内後部座席後方を約 170mm 張り出し、空気呼吸器固定器具 3 基を設けること。また、フック（大・可倒式）をその間に必要数取り付け、空気呼吸器固定器具下部に保護板を取り付けること。（別途指示）
- (3) 空気呼吸器を着装し乗車した際、障害にならないようキャブ内前部座席上部に、オーバーヘッドコンソールを設けること。
- (4) 運転席と助手席の間に収納ボックスを設けること。（別途指示）
- (5) AVM については、回転式取り付け架台を設けること。
- (6) キャブ内天井の中央部及び後部に収納棚を取り付けること。なお後部の収納棚については、地図を収納できるよう 2 段式で取り付けること。（詳細指示）
- (7) キャブ内後部座席は跳ね上げができる構造であること。また、跳ね上げたシートを固定できること。
- (8) キャブ内後部座席下部にサイド扉付きの資機材収納ボックスを設けること。
- (9) キャブ内後部天井部左右にネットシェルフを取り付けること。
- (10) キャブ内の中央手摺部にフック（大）を必要数取り付け、署活動系無線機等小物類を収納可能な箱を取り付けること。（寸法は別途指示）
- (11) ホイールアーチ部、リヤドア開口部及びステップ蹴込部にアルミプロテクターを取り付けること。
- (12) キャブ内の天井は、電装品取付部の点検や手入れが容易な構造とすること。
- (13) キャブ内は断熱用の内張りを施すこと。
- (14) 隊員身体保護のため、空気呼吸器の脱着に支障とならない位置に後部座席背もたれを設けること。
- (15) 各座席は、防汚性や耐久性に優れた仕様のものですること。
- (16) 助手席の足元にモーターサイレンと連動したフットサイレン（囲い付

- き)を設けること。(詳細指示)
- (17)無線機の受話器を仮置きするためのフック等を後部窓の近辺に設けること。(詳細については別途協議)

《 5 》 車体の艤装・架装

1 車体全般事項

- (1) ポンプ室の構造は全密閉式とし、エアフィルタなどの点検や手入れが容易にできるよう点検扉等を設けた構造とすること。
- (2) 車両は、資機材を積載するため 350kg 程度の積載量を設けること。なお、この積載量の詳細は資機材の積載状況に応じ協議する。
- (3) 燃料タンク及びバッテリーは、シャシ固有の位置に取り付けるものとする。
- (4) 各収納庫等には雨水が滞留しないよう水抜き穴を設け、スノコ板等を取り付けること。また、各扉はダンパー式などの措置を講じること。
- (5) ボディーや各部のアルミ縞板等は、全て外端部を折り曲げる構造とすること。
- (6) 本消防組合が指定する箇所に資機材等、緩衝しないよう緩衝材等を設けること。(別途指示)

2 車体天井

- (1) 車体天井はボディーの最外側までアルミ縞板張りとする。
- (2) 車体天井に、取り外しが可能な落とし込み式アルミボックスを設けること。
- (3) 車体天井に手動式の三連梯子昇降装置を設けること。なお、この昇降装置は車体後方へ容易に可動するとともに、可能な限り地上面まで降下するものとし、隊員の操作が容易な位置にロック装置を設けるものとする。
- (4) 車体天井の三連梯子収納装置付近の指示する位置に、とび口等を収納できるスペースを設けること。
- (5) 車体天井の必要な箇所にポンプ室の点検扉等を設けること。
- (6) 車体天井に支点を必要数設けること。

3 車体側面

- (1) 車体両側面にディスプレイ式のポンプ操作装置を設けること。また、この装置により真空ポンプや非常停止装置、ポンプ回転数等放水に必要な項目について操作・視認ができること。なお、詳細については別記する。
- (2) 車体両側面内部にホースや薬剤等を収納できる収納庫を設けること。また、安全に取り出せる取手等を設けること。
- (3) 車体右側面には、架装の可能な範囲で手動式バーシャッターを設け、その内部はエンジンカッター等を収納できる 3 段棚以上の収納庫を設けること。
- (4) 車体左側面には、スタンドパイプ及び消火栓開閉金具等が収納できる固

固定金具を設けることとし、さらに、65mm10m アラミドホースが収納できる収納箱を設けること。また、アルミプロテクター等で車両保護を図ること。

- (5) バーシャッター下部に下開き式の収納庫を設け、その内部の配線は資機材等が緩衝しないよう施すこと。(本消防組合が指定する寸法を収納できるよう設けること。)
- (6) リヤフェンダーの前後にアルミ縞板製のサイドステップ及びリヤステップを設けること。なお、サイドステップはキャブ下部まで延長し滑り止めを講じ、リヤステップは下開き式収納庫の扉にて対応できるものとする。
- (7) 後部ホイールアーチ部や吐水口、吸水口等の周囲にアルミプロテクターを取り付けること。詳細については別途協議する。
- (8) 車体側面の必要な箇所にポンプ室の点検扉等を設けること。

4 車体後面

- (1) 車体後面に垂直降下式らく車を取り付けること。また、安全装置等設け、降下し接地した際に、車両に対し過度に負荷がかからないこと。
- (2) 車体後面上部に収納庫を設けること。なお、この収納庫は三連梯子の動作と極力干渉しない構造とするとともに、資機材等の出し入れに支障がないように段差を無くし、積載資機材等の固定金具を設けること。
- (3) 車体後面には、車体天井部に安全に昇降できるステップ等を設け、エプロン板等を取り付け車体の保護を図ること。

《 6 》 ポンプ及び水槽

1 主ポンプ

多段タービンポンプ若しくはインデューサ付き 1 段ボリュートポンプとすること。

ポンプ性能 動力消防ポンプ規格 A-2 級適合品

放水静圧力 0.85MPa において 2,000ℓ/min 以上

放水静圧力 1.40MPa において 1,400ℓ/min 以上

- (1) ポンプは、シャシに確実に固定し振動によって移動やゆるみの起こらないように取り付け、特にエンジンマウンティングの影響を受けないよう留意すること。
- (2) ポンプは、軽量化を考慮した材質によること。
- (3) グランド部からの漏水は、一切の構造機構にかからぬようパイプを使用して下方に導くこと。
- (4) グランドパッキンは出し入れ及び締付けが容易にできる構造とすること。
- (5) 軸受部は、グリス注油装置を設けること。なお、メカニカルシールにより、注油等が不要の場合はこの限りではない。
- (6) ポンプ本体下部にドレンコックを設けること。
 - ア 各段に設けること。

- イ コックの開閉は、ポンプ操作と連動すること。
- ウ 排水が車両構造等にかからないよう配慮すること。

2 真空ポンプ

無給油式又はオイル循環式の真空ポンプとすること。

真空性能 吸管外端閉塞（75mm-10m-1本結合）にて

30秒以内に試験時大気圧の84%（約85kPa）以上

漏気は30秒間で1.3kPa以下

- (1) 動力伝導装置は、機能確実で振動及び騒音が少なく円滑に着脱できる構造（水圧0.3MPa以内で停止すること。）であること。
- (2) 操作装置は自動及び手動とし、自動装置は左右に設けたボタンの操作により真空ポンプの作動及び回転の増速を行う構造とすること。

3 主ポンプ伝導装置（シャシ固有のもの）

本伝導装置は、エンジンとトランスミッションの間に、フライホイールPTO（シャシメーカー純正品）を設置し、その操作は運転席のスイッチにより容易に動力の接・断ができること。

4 吸水口

- (1) 吸水口は、75mmのボールコック（ストレーナー付き）をポンプ室両側に各1口設け、これにエルボを設けること。
- (2) パイプ・ボールコック等の排水が完全にできる構造とすること。
- (3) 流水抵抗をできる限り小さくするよう努めること。

5 中継吸水口

- (1) 中継吸水口は、呼称65mmのボールコック（ストレーナー付き）をポンプ室両側に各1口設けること。
- (2) パイプ・ボールコック等の排水が完全にできる構造とすること。

6 呼水装置（バイパス装置）

呼水装置は、給水量1,000ℓ/min（吸水高さ3m）のとき、バルブを全開しても落水せず、60秒以内に揚水を完了できること。

7 吐水口

- (1) 吐水口は、内径65mmのボールコックをポンプ室両側に各2口設けること。
- (2) パイプ・ボールコック等の排水が完全にできる構造とすること。
- (3) 自動放口閉塞弁については、車が傾斜しても自動的に閉じる構造であること。

(4) 冷却水配管について

ア ギヤーケース・補助クーラーの配管は一系統にまとめ、バルブにて調整できること。

イ バルブは予備回路を設け、主及び予備のそれぞれにストレーナーを備えること。

8 水槽

- (1) 車体部の適正な位置に、容量900ℓ以上（1,000ℓ未満）の角型鋼板製又は同等以上の材料で造られた水槽を設けること。なお、振動、衝撃等により

損傷、緩み等を生じないように車台に固定して設けられ、水圧に対して変形及び水漏れのない構造とし、水槽内面は適当と認められる防食加工を施し点検及び清掃等が容易であること。

- (2) 水槽の左右には、ストレーナーを取り付けた 65mm 差込式メス（キャップ付き）の積水口を設けること。なお、積水口には逆流防止弁を設けること。
- (3) 水槽の左右には、容易に水量の確認ができるゲージ（浮子式）を設けること。なお、ディスプレイ式のポンプ操作装置にて確認ができる場合はこの限りではない。
- (4) 水槽とポンプ吸水側との間には 75mm ボールコック、また、ポンプ放水側と水槽の間には 40mm ボールコックを介し、吸送水できるよう配管し、各コックは外部から容易に操作できる構造とすること。
- (5) 水槽上部にはマンホール 1 か所、底部には排水口 1 個、内部にはオーバーフローパイプ 1 個を設けること。なお、排水バルブはサイドステップ奥付近に設けること。

《 7 》ポンプ操作装置

1 ディスプレイ式のポンプ操作装置は車体両側面に設け、操作員がディスプレイ内で容易かつ安全に揚水、ポンプ操作並びに確認が行えるよう次の機能を有すること。

- (1) ポンプ圧力計
- (2) ポンプ連成計
- (3) ポンプスロットル
- (4) 流量計
- (5) 非常用操作装置（ディスプレイ付近への設置を可とする。）
- (6) 各種制御機能
 - ア 真空ポンプ操作機能
 - イ 自動調圧機能
 - ウ 非常停止機能
 - エ スロットル固定機能
 - オ インターロック機能
 - カ 上限圧力設定機能
- (7) 各種警報装置
- (8) その他付随する装置、センサー等

《 8 》取付品及び取付装置

1 取付品及び取付装置は次に掲げるものであること。

- (1) ポンプ圧力計 左右各 1 個
- (2) ポンプ連成計 左右各 1 個

- (3) エンジン回転計 1 個
- (4) エンジン油温計 1 個
- (5) 赤色警光灯
- ア ハイルーフ内蔵型 LED 式散光式赤色警光灯を取り付けること。
左右各 1 個
- イ バンパー上部に LED 式赤色点滅灯（保護枠付き）を取り付けること。
参考型式：(株)大阪サイレン製作所製 LFA-200 左右各 1 個
- ウ 車体側面上部に LED 式赤色点滅灯を取り付けること。
参考型式：(株)大阪サイレン製作所製 LFA-200 左右各 1 個
- エ 車体後部に LED 式赤色点滅灯（保護枠付き）を取り付けること。
参考型式：(株)大阪サイレン製作所製 LFIA-300 左右各 1 個
- オ 上記の各赤色点滅灯は、散光式赤色警光灯と連動し、電子サイレンアンプのスイッチにて一括でオン・オフできること。
- (6) 電子サイレン（電動サイレン及び警鐘の疑似音を発することができ、かつ、拡声装置としても使用できるものであること。）
- (7) 電子サイレンアンプ
- ア キャビン内オーバーヘッドコンソール又はインストルメントパネル付近に設けること。
参考型式：(株)大阪サイレン製作所製 TSK-D152Y
- イ アンプ用マイクを備えること。なお、マイクの位置は助手席から操作しやすい位置に取り付けること。
参考型式：(株)大阪サイレン製作所製 MC-D1 型
(50W スピーカー 1 個付き) 1 個
- (8) 照明灯
- 車体の指示する位置に照明灯を設けること。（車体に設置する形状等については、別途協議）
参考型式：(株)佐藤工業所製 FLASHBOY POLE AIR
FLASHBOY LED SP-Q28 1 基
- (9) 後退警報器 シヤシ標準 1 式
- (10) 標識灯（プラスチック製黄色） 左右各 1 個
- 2 軽微な変更として備えることができる取付品及び取付装置は次に掲げるものであること。
- (1) 電動サイレン
キャブ上部に取り付け、キャブ内にマニュアルスイッチ及び足踏みスイッチを設けること。（詳細については別途協議）
- (2) 真空計
- (3) ポンプ回転計
- (4) 流量計
- (5) 積算流量計
各吐水口からの流量及びその合計が分かるものを備えること。
- (6) 電動油圧キャブチルト装置

(7) オイルパンヒーター (10m コード付き)

(8) 作業灯

ア 車体側面上部に、側面を有効に照らす LED 式作業灯を取り付けること。

参考型式：(株)大阪サイレン製作所製 LIA-200 左右各 1 個

イ 車体後面に LED 式作業灯を取り付けること。

参考型式：(株)大阪サイレン製作所製 LIA-W2 左右各 1 個

(9) 車外無線送受話機取出口

ポンプ室付近の指示する位置に取り付けること。 1 式

(10) 反射材 (再帰性に富んだ反射材等) 1 式

(11) その他当該設備の基本設計の範囲内において必要な取付装置

3 積載品及び附属品

積載品及び附属品については、次表の型式又は同等品以上のものとし、記載の型式から変更がある場合は、別途協議すること。ただし、網掛けで示すものについては指定の型式に限る。なお、記載のないものについては受注者が選定すること。

(1) 備えなければならない附属品

品 名	型 式 等	数 量
吸 管	呼称 75mm-8 m 車体右側(ソフト・反射線付き)	1 本
	呼称 75mm-2 m 車体上部(ソフト・反射線付き)	1 本
	呼称 75mm-2.5m 車体上部	4 本
吸口ストレーナー		2 個
吸管ストレーナー		
吸管ちりよけかご	岩崎製作所 ストカゴ PAT フック付ロープ	2 個
吸管ロープ		
吸管まくら木	ゴム製	2 個
消火栓金具	75mm メスネジ-65mm 差込メス	2 個
中継用媒介金具	65mm メスネジ-65mm 差込メス	2 個
消火栓開閉金具	新設消火栓用 (旧蓋兼用)	1 式
吸管スパナ		2 個
管 鎗	直管軽量管鎗 PP-65A・EXS・S	各 1 本
	無反動管鎗 PL-65A	
ノズル	19mm、20mm	各 1 個
	ダブコン マーク II NV-65W・II	2 個
放口媒介金具	65mm ネジメス-65mm 差込オス 2 個	4 個
	65mm ネジメス-65mm 自在接手 2 個	
鳶口	1.8m (グラスファイバー製)	2 本
金てこ		1 本
剣先スコップ	20SCP00XX	1 本

<p>ホース延長用 資機材（らく車）</p>	<p>ア 呼称 65mm ホースを8本収納し、らく車の天板上に、資機材等を搬送できる枠等を製作すること。 イ 車輪は空気入りタイヤのブレーキ付きとし、ブレーキロック装置を設けること。 ウ 引き手は折り畳み式とすること。 エ 管鎗2本を取り付けられる構造とすること。 オ 指示する位置にサルベージシートを収納できる枠等を設けること。 カ サイズ目安（資機材積載、ハンドル収納時） 高さ 1,010mm×幅 1,050mm×奥行 770mm （ハンドル部を正面とする。）</p>	<p>1 輛</p>
<p>はしご</p>	<p>軽量アルミ製三連はしご 参考型式：関東梯子(株)製 KHRF-87 ア 車体上部左側に積載し、三連はしごの積載架台は、手動式ローラー型またはダンパー型とし、車体後部から取り出す方式で、はしごを引き出した時、地上から容易に搬送姿勢がとれること。 イ 車体上部に設置した状態で三連はしごが降ろせる構造であること。 ウ 積載方法については、車高を抑えるため本消防組合と十分協議すること。</p>	<p>1 梯</p>
<p>車輪止</p>	<p>ゴム製</p>	<p>2 個</p>
<p>消火器</p>	<p>自動車用（ABC 粉末 20 型）</p>	<p>1 本</p>
<p>ポンプ工具</p>		<p>1 式</p>
<p>ホース</p>	<p>呼称 65mm（使用圧 1.3Mpa） 20 本 呼称 65mm（使用圧 2.0Mpa） 10 本 ※ホースにあっては、日本消防ホース工業会の「JFH 日本製」の表示が付されているものとする他、結合金具は水圧内圧に関係なく差し金具の押輪と差し金具本体の摩擦抵抗により、不意離脱防止機能が働く構造で、かつ従来の通常差込式金具と接続しても同機能を発揮するものとし、更に、動産総合保険（1年間）をかけた消防用ホースを指示する。</p>	<p>30 本</p>

(2) 軽微な変更として備えることができる附属品

品 名	型 式 等	数 量
タイヤチェーン		1 式
二又分岐管	イワマチ分岐管 21ISSM666A (65A×65A×65A 根元部のみイワマチ仕様)	1 個
ホースブリッジ	スーパーブリッジ L 型	1 式
照明器具	充電式タワーライト ML814 リチウムイオンバッテリー 18V 6.0Ah 3 個 バッテリー充電器 DC18RF 1 台	1 式
ホース背負器	ホースバッグ FS 3 型 (イエロー) 反射ワッペン (ST71) 反射ワッペン台座 (縫い付け込み)	2 式
おの	ライトレスキューアックス	1 本
ホースカバー		1 式
スタンドパイプ	単口 (エルボ離脱式) 引き上げ式スタンドパイプ	各 1 式
特殊ノズル	クアドラフォグノズル	2 式
特殊ノズル用 ホース	呼称 40mm×20m (使用圧 1.6MPa) 2 本 呼称 40mm×10m (使用圧 1.6MPa) 2 本 ※ホースにあっては、日本消防ホース工業会の「JFH 日本製」の表示が付されているものとする他、結合金具は水圧内圧に関係なく差し金具の押輪と差し金具本体の摩擦抵抗により、不意離脱防止機能が働く構造で、かつ従来の通常差込式金具と接続しても同機能を発揮するものとし、更に、ホース全長にわたって両端に蓄光再帰性反射加工を施し、屋内進入時において退路方向 (通水方向と逆向き) が判断できる表示 (受口金具までの距離が視認できる算用数字によるメートル表示) を再帰性反射加工にてホースジャケットの表裏 2m 間隔に施すこと。また、動産総合保険 (1 年間) をかけた消防用ホースを指示する。	4 本
ホース	呼称 65mm×10m (使用圧 2.0MPa) ※ホースにあっては、日本消防ホース工業会の「JFH 日本製」の表示が付されているものとする他、アラミド繊維又はポリアラミド繊維若しくは当該繊維を混撚 (含有) した繊維で補強され、結合金具は水圧内圧に関係なく差し金具の押輪と差し金具本体の摩擦抵抗により、不意離脱防止機能が働く構造で、かつ従来の通常差込式金具と接続しても同機能を発揮するものとし、更に、動産総合保険 (1 年間) をかけた消防用ホースを指示する。	3 本

(3) その他の附属品

品名	型式等	数量
空気呼吸器	ライフゼム (ACT ハーネス・CX 面体・ケース無し) A1-12ACT-CX 重松製作所	4基
充電器	CH-SD5 重松製作所	4個
拡声装置	EPS-SD5-DCX 重松製作所	4個
空気ボンベ (予備ボンベ含む)	ブルネッカー (上下カバー含む) 4.7L 530CⅢ 重松製作所	8本
泡放水器具	ラインプロポーションナー FP-65・400	1個
泡ノズルアタッチメント	LX フォームジェット FN-65LX MX フォームジェット FN-65MX	各1個
媒介金具	40mm 差込オス×65mm 差込メス イワマチ媒介金具	各2個
	40mm 差込オス×40mm 差込メス 11IFM4041A	
エンジンカッター	マキタ充電式パワーカッター CE001GZ 1台 (鋳鉄管用 金属溶着ブレード 350mm A-36647 予備 1枚含む) リチウムイオンバッテリー8.0Ah BL4080F 4台 急速充電器 DC40RB 1台	1式
ボルトクリッパー	絶縁ボルトクリッパーZBC	1丁
トップマンとび	SD-01	2丁
携帯用拡声器	TD-503R	1個
ロープバック	CMC430207 #2イエロー	1個
カラビナ	KA102W-S	5個
	KA12K-S	1個
救助用縛帯	R-N430	1着
強力ライト	サバイバーX 米国防爆 Div.1 (オレンジ) 品番 991R (標準セット)・スモークカッタープラグ キット	4個
蛍光ベスト	ミドリ安全 K-1V	5着
消火栓転落防止柵	セイバーズ クイックホールサイン	1個
消火栓蓋開閉金具	手かぎ、日之出パール (詳細については別途指示)	各1丁
防火水槽開閉金具		2丁
誘導灯	MRT-B 型 (拡声音集音器付き)	1個
布バケツ	15ℓ	2個
信号用手旗	赤・白	各1本

訓練旗	立て書き（ポール含む。）	1本
サルベージシート	3.6m×3.6m	2枚
プライバシーシート	セイバースクリーン	1枚
補修用ラッカー	朱色	1本
工具		1式
バール	ライトレスキュー ハリガン 30	1本
巻き尺	50m	1個
泡消火薬剤	フカダハイフォーム（20L）	2缶

《 9 》 電 装 関 係

1 車両外部電装品

(1) 路肩及び後輪照射灯

ア 左右後輪付近に、路肩及び後輪付近を有効に照射できる照明灯を取り付けること。

イ LED式とすること。

ウ 点灯はスモール連動とすること。

(2) 標識灯

ア キャビンの左右側面に内蔵式で取り付けること。

イ LED式とすること。

ウ 点灯はスモール連動とすること。

(3) 資機材収納庫内照明灯

ア 収納された各資機材を有効に照射できるよう、位置及び個数を考慮し取り付けること。

イ LED式とすること。

ウ 点灯はシャッター等の開閉に連動すること。

2 キャビン電装品

(1) バックアイカメラモニター

キャビン内のバックミラーの位置に取り付けること。

(2) ドライブレコーダー

ア 車両前部に取り付けること。

イ 200万画素以上を有すること。

ウ 自動及び手動にて録画できるものであること。

エ 駐車監視モードを有すること。

オ 記録できる時間は8時間以上とし、記録した映像はSDカード等（容量32GB以上）に記録でき、パソコン及びバックアイカメラモニター等において確認できること。なお、SDカード等には予備を1つ備えること。

(3) 室内灯

キャビンルーフの有効な位置に、埋込型にて取り付けること。

(4) マップランプ

- ア 助手席前ピラーに取り付けること。
 - イ LED 式とすること。
- (5) フットランプ
- ア キャビン各ドア下部及び隊員室乗降口ステップ付近に、足元を有効に照射できるよう取り付けること。
 - イ LED 式（リボンライト）とすること。
- (6) 車内コンセント
- ア キャビン内の指示する位置に 2 口コンセント（AC100V）を設けること。
- (7) インバーター（AC100V/1,000W）
- ア キャビンの適当な位置に設けること。
 - イ 点検等が容易に行えること。

《 10 》 無 線 関 係

1 無線機一式

- (1) 無線機、AVM 本体等は支給品とし、その設置は無線メーカーが行うものとする。なお、設置位置等は本消防組合、無線メーカー及び受注者が協議し決定する。
- (2) 受注者においてアンテナケーブル等を敷設する場合は、点検等が容易にできるように配慮すること。
- (3) 受注者は、車体側面の指示する位置に送話機を収納する箱を設けることとし、配線等に配慮した構造とすること。
- (4) 受注者は、無線機の電源線にノイズフィルターを取り付け、車両の各部の適当な位置に、溶接によらないアースボンディングを施すこと。

《 11 》 塗 装 等 そ の 他

1 車体外装部

- (1) 車体は、特殊化学液にて十分に錆落としの上、磷酸塩被膜を形成後、プライマー、パテ、水研ぎ、サフェーサーにより下地処理を行い、朱色ハイソリットラッカーにて 3 回以上の吹付けを行い十分に乾燥させること。また、クリヤー仕上げ剤により仕上げること。
- (2) アルミシャッター部は朱色塗装とすること。
- (3) 車体下回りは防錆黒色塗装とすること。
- (4) アルミ縞板部は無塗装とすること。

2 文字記入

- (1) 車体両側面、車体後面の指示する位置に、指定文字「守口市門真市消防組合」のカッティングシートを貼り付けること。また、字体にあっては別途指示する。
- (2) キャビン前面フロントパネル、フロントドア下部、車体後面並びに垂直降下式らく車に車番「71」のカッティングシートを貼り付けること。また、字

体にあっては白色丸ゴシックとする。

- (3) キャビン前面フロントパネルに指定文字「MKFD」を貼り付けること。
- (4) 標識灯に指定文字「ST71」のカッティングシートを貼り付けることとし、字体にあっては黒色丸ゴシックとする。
- (5) 消防組合章ステッカー（支給品）をキャビン両側ドアの指示する位置に貼り付けること。
- (6) シャッター部等には、本消防組合が指定するデザイン及び文字等を記入すること。（別途指示）
- (7) 車体両側面及び後部に再帰性に富んだ反射材等を貼付すること。
- (8) 別途、車両の入れ替えに伴い、キャブ前面、両側フロントドア下部、車両後面、標識灯、らく車用に車番「13」を製作すること。
- (9) 上記で述べた文字記入等に関し、位置、寸法、レイアウト等については別途協議するものとする。
- (10) 三連梯子先端部、基底部、梯子昇降装置側面及びスタンドパイプL媒介部に、黄色の夜光塗料を塗布すること。

3 表示プレート

- (1) 各種スイッチ、レバー等の周辺に、それぞれの操作区分を表示するプレートを取り付けること。
- (2) 寸法等詳細にあっては別途協議する。